

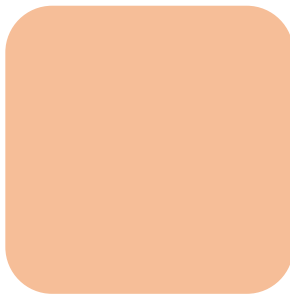
# 福島県

## 保健医療福祉

### 復興ビジョン (素案)

---

スローガン (○○○○○○○○○○○○○○○○○○)



令和4年3月改定

福島県保健福祉部

1 目次

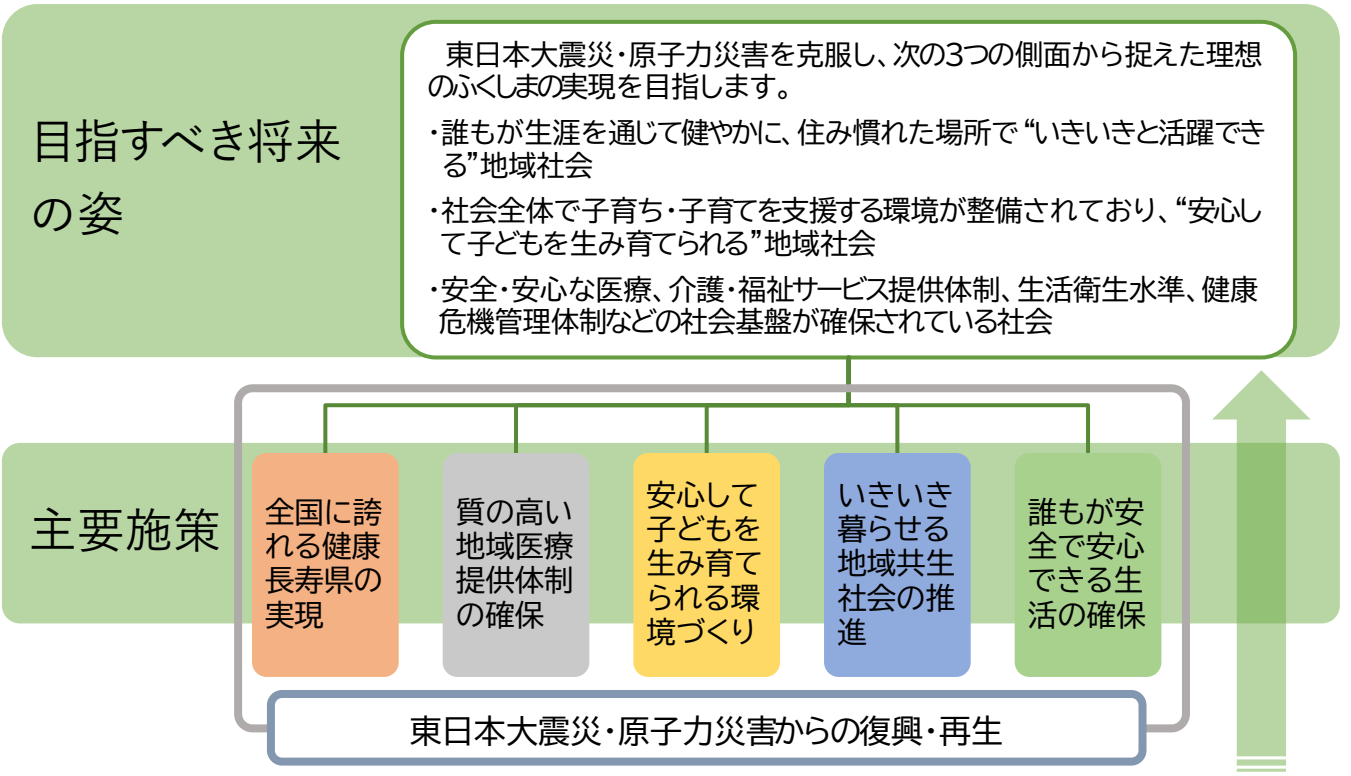
---

2

3

作成中

# 1 福島県保健医療福祉復興ビジョン全体像



## 目指すべき将来の姿

- 東日本大震災・原子力災害を克服し、次の3つの側面から捉えた理想のふくしまの実現を目指します。
- ・誰もが生涯を通じて健やかに、住み慣れた場所で“いきいきと活躍できる”地域社会
- ・社会全体で子育て・子育てを支援する環境が整備されており、“安心して子どもを生み育てられる”地域社会
- ・安全・安心な医療、介護・福祉サービス提供体制、生活衛生水準、健康危機管理体制などの社会基盤が確保されている社会

## 主要施策

- 全国に誇れる健康長寿県の実現
  - 質の高い地域医療提供体制の確保
  - 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
  - いきいき暮らせる地域共生社会の推進
  - 誰もが安全で安心できる生活の確保
- 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

## 基本理念

私たちは、「全ての県民が心身ともに健康で、幸福を実感できる県づくり」を理念とし、次のとおり取り組みます。

- 東日本大震災からの復興や少子化・高齢化対策、健康長寿の実現など、短期間で解決が困難な課題に対しては、施策の検証と改善を繰り返しながら、長期的な視点で、粘り強く解決に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害の頻発化・激甚化、経済的な困窮、ひきこもり問題、家族の介護等を担う子ども（ヤングケアラー）をはじめとする社会的孤立問題など、社会の状況はめまぐるしく変化し、様々な課題が次々と顕在化しています。  
これから訪れる予測困難な未来においても、しなやかに変化を受け止め、広い視野とチャレンジ精神を持ち、地域共生社会の実現に向け、これらの課題解決に取り組む。
- あらゆる分野で複雑化・多様化する保健・医療・福祉の課題に対して、関係するすべての主体が連携・共創し、一丸となって解決に取り組む。

## スローガン

〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇ふくしま

# はじめに

「福島県保健医療福祉ビジョンは、平成22年度を初年度とした「福島県総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』」の策定に合わせ、県民の「安心」の実現を図り、次代にわたって信頼できる施策を展開するために策定されました。

平成24年度には、東日本大震災と原子力災害からの復興・再生を着実に進めるため「福島県総合計画」が全面的に見直されたことから、ビジョンにおいても、その理念を共有し共通の将来像を描きながら、保健福祉部が一丸となり復興を推進するため、1回目の改定が行われました。

改定後のビジョンでは、名称を「福島県保健医療福祉復興ビジョン（以下「ビジョン」という。）」と改め、本県が東日本大震災、原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の社会がささえられている理想の姿の実現を目指し、様々な復興施策を推進してきました。

現在、避難地域では医療機関等を含むインフラの整備が着実に進行するなど、復興の兆しが見られる一方で、震災から10年が経過してもなお、原子力災害の収束に明確な見通しは立っておらず、いまだ多数の県民が県内外への避難を余儀なくされており、復興は道半ばです。

また、令和元年には台風19号が本県を通過し、多数の河川の氾濫により多くの県民が住居等に甚大な被害を受ける事態となり、その翌年には、東日本大震災の余震とみられる強い地震により、県内でも最大震度6強を観測するなど、自然災害との戦いは引き続き予断を許さない状況にあります。

さらに、世界的大流行を引き起こしている新型コロナウイルス感染症が本県においても猛威を振るい、一時は医療提供体制の崩壊が心配される深刻な事態にまで陥りました。

感染拡大を防ぐために行動を制限されたことで、日常が一変し、ストレスや強い違和感を抱えながらの生活を強いられるなど、かつてない問題の発生も見られます。



# 1 第1章

## 2 ビジョンの基本的事項

## 第1節 ビジョンの役割

### 「総合計画」と「復興計画」「ふくしま創生総合戦略」

福島県では、県政全体の基本方針を示す「総合計画」を策定し、そこに掲げる「県づくりの理念」「みんなで創り上げるふくしまの将来の姿」をすべての部局が共有し、さらに、具体的な施策の方向を示す「復興計画」「ふくしま創生総合戦略」により、組織横断で重点的に取り組むべき課題を整理し、復興・再生と地方創生の両面から、総合的かつ計画的に県政を推進しているところです。

### 「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の位置づけ

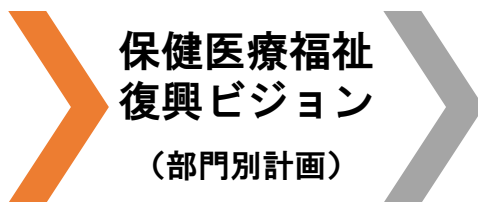
「福島県保健医療福祉復興ビジョン」は、「総合計画」の理念やめざす将来の姿を、保健・医療・福祉分野に焦点を当て具体的に整理し、関連する施策を総合的・体系的にまとめた「部門別計画」に位置づけられており、保健福祉部及びこども未来局が目指す理想のふくしまの姿を、県民・民間団体・市町村等に提示するために策定されました。

ビジョンには、保健福祉部及びこども未来局が取り組むあらゆる施策の方針を示し、それらの取組に一貫性を持たせるとともに相互の整合性を確保する役割があります。

また、ビジョンは、部局内の各分野における個別具体の施策や事業をまとめた「個別計画」の策定に当たり、その指針となることから、総合計画の理念等を各個別計画の理念等につなぐ役割を果たしています。



- 県づくりの理念
- みんなで創り上げるふくしまの将来の姿



- 基本理念
- 目指すべき将来の姿



- 理念
- 目指す将来像等

1 連携・共創の推進

2       ビジョンにおいて各施策を体系的に整理し俯瞰することにより、それぞれの取組の  
3  関連性が明確になるため、組織横断的に取り組むべき課題や、より重点的に取り組  
4  むべき課題が明らかになり、保健福祉部内の各課室及び他部局の連携を促進しま  
5  す。

6 他部局との主な横断的連携

組織横断的に取り組むべき課題	生活環境部	商工労働部	農林水産部	土木部	教育庁	警察本部
自殺対策	✓	✓	✓		✓	✓
薬物乱用対策	✓	✓			✓	✓
高病原性鳥インフルエンザ対策	✓		✓			
子育て支援	✓	✓	✓	✓	✓	✓
人にやさしいまちづくり	✓			✓		
障がいのある方の就労支援	✓	✓	✓	✓	✓	
食育	✓	✓	✓		✓	
DV・虐待対策	✓				✓	✓
食の安全・安心	✓	✓	✓		✓	✓
ひきこもり対策		✓			✓	
生活困窮対策	✓	✓		✓	✓	

7  
8       また、県民の保健・医療・福祉に対するニーズが高度化・多様化し、行政等の一主  
9  体だけでは対応困難な課題が急増している中で、実効性を確保しながら施策を推進  
10  するためには、あらゆる主体による連携・共創を欠かすことはできません。

11       連携・共創を推進するためには、県がその役割の下に実施する取組を明らかに  
12  し、県民・民間団体・市町村に提示することが必要であり、ビジョンがその役割を果  
13  たします。

14



## SDGs（持続可能な開発目標）との関係性について

今、世界は、貧困・飢餓、環境問題等の様々な課題の拡大によって、その持続可能性が危ぶまれており、このままでは地球が持たなくなる瀬戸際に立たされています。

そのような中、世界が抱える課題を解決し、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性<sup>※</sup>のある持続可能な社会を実現するため、平成27(2015)年の国連総会において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ(以下2030アジェンダ)」が全会一致で採択されました。

2030アジェンダには、国際社会の共通目標として、「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など17のテーマからなる目標と、169のターゲットを示した「SDGs(持続可能な開発目標)」が明記されており、現在、世界中の多くの国家、地方自治体、企業、団体等が、この目標の達成に取り組んでいます。

我が国においても、平成28年に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、SDGsの要素を地方自治体の各種計画に最大限反映することとしており、本県でも、この共通目標であるSDGsと「総合計画」の目指す将来の姿の整合性を図り、国際社会の一員として持続可能な社会の実現に参画しています。

保健福祉部においても、あらゆる施策にSDGsの視点を取り入れ、本県の保健・医療・福祉の推進を通して、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

※ 誰一人取り残さないという考え方のこと

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

# 1 SDGsの17の目標



**【目標1】 貧困をなくそう**  
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



**【目標2】 飢餓をゼロに**  
飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



**【目標3】 全ての人に健康と福祉を**  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



**【目標4】 質の高い教育をみんなに**  
すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



**【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう**  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



**【目標6】 安全な水とトイレを世界中に**  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



**【目標7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



**【目標8】 働きがいも経済成長も**  
包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



**【目標9】 産業と技術革新の基礎をつくらう**  
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



**【目標10】 人や国の不平等をなくそう**  
各国内および各国間の不平等を是正する



**【目標11】 住み続けられるまちづくりを**  
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する



**【目標12】 つくる責任つかう責任**  
持続可能な生産消費形態を確保する



**【目標13】 気候変動に具体的な対策を**  
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる



**【目標14】 海の豊かさを守ろう**  
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



**【目標15】 陸の豊かさを守ろう**  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



**【目標16】 平和と公正をすべての人に**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



**【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



## 第2節 ビジョンの期間

---

ビジョンの期間は、総合計画と整合性を図ることから令和4年度を初年度とし、令和12年度までの9か年とします。

なお、総合計画の改定や大きな制度改正、社会情勢の変化等に合わせ、柔軟に見直しを行うものとします。

# 1 第2章

## 2 保健医療福祉の

## 3 目指すべき将来の姿

4

## 1 第1節 目指すべき将来の姿

2 本県の保健・医療・福祉を取り巻く環境は、急速な少子化、高齢化の進行など  
3 の全国的な課題に加えて、東日本大震災や原子力災害の影響という特殊性もあり、  
4 様々な要素が絡み合った他県に類を見ない複雑な様相を呈しています。

5 このような状況において、私たちが目指すべき理想のふくしまの姿を以下の3  
6 つの側面から表現しました。

7 保健福祉部では、現在の子どもたちが親の世代になる30年先を視野に、復興  
8 を成し遂げ、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により支えられている、この  
9 理想のふくしまの実現を目指し、長期的な展望に基づき施策を展開します。

### 目指すべき将来のふくしまの姿（ビジョン）

誰かが生涯を通じて健やかに、  
住み慣れた場所で“いきいきと活躍できる”  
地域社会

社会全体で子育て・子育てを支援する環境が  
整備されており、“安心して子どもを  
生み育てられる”地域社会

安全・安心な医療、介護・福祉サービス提供体制、生活  
衛生水準、健康危機管理体制などの社会基盤が確保されている社会

## 1 第2節 基本理念

2 第1節で提示した、本県の「目指すべき将来の姿」を実現するために必要な  
3 考え方を、以下に示す「基本理念」として整理しました。

4 基本理念は、施策の計画・実施に当たり、欠かすことのできない基本的な考  
5 え方を表しています。

6

私たちは、「全ての県民が心身ともに健康で、幸福を実感  
できる県づくり」を理念とし、次のとおり取り組みます。

- 東日本大震災からの復興や少子化・高齢化対策、健康長寿の実現など、短期間で解決が困難な課題に対しては、施策の検証と改善を繰り返しながら、長期的な視点で、粘り強く解決に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害の頻発化・激甚化、経済的な困窮、ひきこもり問題、家族の介護等を担う子ども（ヤングケアラー）をはじめとする社会的孤立問題など、社会の状況はめまぐるしく変化し、様々な課題が次々と顕在化しています。  
これから訪れる予測困難な未来においても、しなやかに変化を受け止め、広い視野とチャレンジ精神を持ち、地域共生社会の実現に向け、これらの課題解決に取り組みます。
- あらゆる分野で複雑化・多様化する保健・医療・福祉の課題に対して、関係するすべての主体が連携・共創し、一丸となって解決に取り組みます。

7

## 第3節 主要施策

---

保健福祉部では、次の5つの分野からなる施策を推進することで、第1節で提示した本県の「目指すべき将来の姿」の実現を目指します。

全国に誇れる健康長寿県の実現

質の高い地域医療提供体制の確保

安心して子どもを産み育てられる  
環境づくり

いきいき暮らせる地域共生社会の推進

誰もが安全で安心できる生活の確保

## 1 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

---

2 東日本大震災及び原子力災害から10年が経過した現在もなお、原子力災害  
3 の収束に明確な見通しは立っておらず、いまだ多数の県民が県内外への避難を  
4 余儀なくされるなど、本県の復興は道半ばの状況にあります。

5 そのような中で、国が示した「「第2期復興・創生期間以降」における東日  
6 本大震災からの復興の基本方針（令和2年9月閣議決定）」では、原子力災害  
7 の被災地域について「当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新  
8 たな課題や多様なニーズに細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取  
9 組を行う」とされています。

10 ビジョンにおいても、この方針と一体的な推進を図り、被災者の心のケアや  
11 健康管理の問題への対応、避難者の見守り活動への支援、被災地の医療提供体  
12 制の再構築、安心できる子育て環境の整備、飲料水、食品の安全対策等に関す  
13 る取組を継続することで、本県の保健・医療・福祉の復興・再生を更に加速化  
14 します。

15



第2章 保健医療福祉の目指すべき将来の姿

# 1 第3章

## 2 保健医療福祉施策の

### 3 基本方針

4 第2章で提示した本県の目指すべき将来の姿を実現するため、今後9年間は  
5 次の主要施策に基づき事業を展開します。

6 なお、東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生に関する施策について  
7 は、横断的な取り組みとして整理し、施策の方向に「復興」のラベルを付して  
8 います。  
9



1

2

3

4

# 1 全国に誇れる

5

## 健康長寿県の実現

6

(1) 健康を維持、増進するための環境づくりの推進

7

(2) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

8

(3) がん対策

9

(4) 健全な食生活を育むための食育の推進

10

(5) 高齢者の介護予防の推進

11

12

## 1 (1) 健康を維持、増進するための環境づくりの推進

---

### 3 背景/課題

4 誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができる社会の実現は、  
5 すべての県民の願いです。

6 本県の健康寿命は延伸の傾向にありますが、男性の健康寿命は全国の平均を  
7 下回っていることから、関係機関と連携し、更なる健康寿命の延伸と健康格差  
8 の縮小に関する取組を充実させる必要があります。

9 また、東日本大震災からの避難生活が長期化する中で、生活習慣病の発症リ  
10 スクの増大やストレス等によるこころの健康状態の悪化が今後も懸念されるた  
11 め、被災市町村の状況に応じた長期的な支援の継続が必要です。

### 13 施策の方向

- 14 ▶ 県民一人ひとりが実践する健康づくりを基本に、家庭、学校、職域、地域が  
15 一体となって健康的な生活習慣の確立等に取り組む県民の健康づくり運動を  
16 推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざします。
- 17 ▶ 「復興」被災者の健康状態の悪化予防及び健康不安の解消を図るため、仮設  
18 住宅や借上げ住宅入居者等に対する健康支援活動に取り組みます。
- 19 ▶ 健康づくりを円滑に進めるため、相談や保健指導等に従事する者の資質の向  
20 上に努めます
- 21 ▶ 「復興」県民健康調査において、検査を希望する県民が甲状腺検査や健康診  
22 査、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査などを受けられるように  
23 し、長期にわたり県民の健康を見守ります。

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (2) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

### 2 背景/課題

3 日本人にとって、生活習慣病の予防は、健康長寿を実現する上では欠かすこ  
4 とのできない要素の一つです。

5 本県でも、全死因のうち、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が占  
6 める割合は、減少傾向にあるものの依然として高く、約半数を占めています。

7 また、心疾患、脳血管疾患の10万人当たりの死亡率は他県と比較して高い  
8 水準にあり、それらのリスク要因となるメタボリックシンドローム及びその予  
9 備群の割合についても全国平均を上回る水準で推移しています。

10 受動喫煙防止、禁煙の推進や運動習慣の定着、バランスのとれた食生活など  
11 生活習慣の改善を図り、一次予防（発症予防）に関する正しい知識の普及啓発  
12 と医療保険者による特定健診・特定保健指導の推進支援との相乗効果により生  
13 活習慣病対策を一層推進していく必要があります。

14 また、本県の特定健診の実施率は全国平均並みですが、受診者数は対象者の  
15 半数程度に留まっており、各保険者間のばらつきも大きいため、実施状況の把  
16 握や受診率向上の取組が必要です。

17 さらに、3歳児・12歳児のう蝕のない者の割合は、全国平均を下回ってい  
18 ることから、むし歯予防のための生活習慣の更なる普及啓発や効果的なフッ化  
19 物の利用促進が必要です。

### 21 施策の方向

- 22
- 23 ▶ 生涯を通じた生活習慣病予防のため健康に関する教育を推進するとともに、  
24 喫煙、栄養・食生活、運動、飲酒、休養、歯・口腔ケアなどについて望まし  
25 い生活習慣の確立を目指し、さらに生活習慣の改善に取り組める環境の整備  
26 を図ります。
  - 27 ▶ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少をめざした医療保険者  
28 による特定健診・特定保健指導の着実な実施を推進します。
  - 29 ▶ う蝕や歯周疾患等の歯科疾患に関する予防意識の浸透を図り、口腔の健康の  
30 保持増進を図るため、関係機関との連携の下にライフステージに応じた歯科  
31 保健思想の普及啓発を図ります。
- 32  
33





## 1 (3) がん対策

### 2 背景/課題

3 本県における令和元年のがんによる死亡者数は、6, 233人（死亡率（人  
4 口10万対）340.4）であり、全死亡者数の24.9%を占め、依然とし  
5 て死因の第1位です。

6 がんの早期発見、早期治療に結びつく、がん検診受診率や要精検者の精密検  
7 査受診率については目標値に達しておらず、がんによる死亡率の低下につなげ  
8 るためには、一次予防（発症予防）及び二次予防（早期発見・早期治療）に関  
9 する取組の更なる推進を図る必要があります。

10 また、がん医療を担う医療機関やがん診療に関連する専門医数には地域偏在  
11 がみられることから、県内全域において切れ目のないがん医療提供体制を構築  
12 するため、二次医療圏間での連携・協力体制の構築を進める必要があります。

13 また、がんの種類や病態、患者の年代、就労の状況等によって、がん患者が  
14 必要とする医療や支援は様々であり、特に、成人のがんとは異なる対応が必要  
15 な小児がんや、AYA世代（思春期（**Adolescent**）から若年成人（**Young**  
16 **Adult**））のがんについては、多様なニーズに対応できるよう支援体制等の整備  
17 を推進し、患者や家族のQOLの維持・向上を図る必要があります。

### 19 施策の方向

- 21 ▶ がん予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、早期発見のため、  
22 がん検診受診率の向上に努めます。
- 23 ▶ がん患者が、どの地域においても望む医療を安心して受けられるよう、医療  
24 提供体制や医療技術水準の地域間格差を解消し、切れ目のないがん医療提供  
25 体制を構築します。
- 26 ▶ 小児がんやAYA世代のがん、働く世代のがん等、それぞれのライフステー  
27 ジに応じた、多様なニーズに対応したがん対策を充実させるため、医療機関  
28 における環境整備や相談・支援体制の整備等を促進します。
- 29 ▶ がん患者が、住み慣れた場所で、自分らしく生きることが出来る地域社会を  
30 実現するため、医療・福祉・介護・産業保健・就労支援分野等の連携を促進  
31 し、地域において、がん患者が必要とする医療・福祉サービスや就労支援等  
32 を受けられる環境の整備を推進します。また、在宅緩和ケアを含めた、在宅  
33 医療・介護を提供するための体制の充実を図ります。

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (4) 健全な食生活を育むための食育の推進

---

### 2 背景/課題

3 本県の、成人一人当たりの野菜摂取量は全国水準を上回っていますが、一日  
4 の摂取目標には届いておらず、また、食塩摂取量は、男女ともに全国平均より  
5 高い水準にあります。

6 さらに、メタボリックシンドロームの該当者割合や子どもの肥満割合につい  
7 ては、東日本大震災以前から全国平均を上回る水準にありましたが、震災後は  
8 その傾向が更に悪化しています。

9 食生活は、健康との関連が深く、生活の質に直接影響を与えることから、ラ  
10 イフステージに応じた食育の推進とともに、暮らしの中で自然に健康になれる  
11 食環境の整備等、総合的な取組が必要です。

### 12 施策の方向

- 13 ▶ 県民一人ひとりが、自らの食を見直し、健全な食生活と豊かな人間性をはぐ  
14 くむために、家庭、学校、職域、地域が一体となった食育の取組を推進しま  
15 す。
- 16 ▶ また、健康に配慮した食事を提供する給食施設や県民の健康な食生活を応援  
17 する飲食店等（うつくしま健康応援店）の増加や食育活動への協力企業（福  
18 19 10 島県食育応援企業団）数の増加を図るなど、県民一人ひとりが、健全な食生  
20 21 22 23 活を習慣化することができる食環境の整備を推進します。

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3

## 1 (5) 高齢者の介護予防の推進

### 2 背景/課題

3 高齢化、長寿化が進み、「人生100年時代」と言われる現代においては、  
4 高齢者が長年培った豊富な知識と経験を生かし活躍できる環境を整えることが  
5 重要です。

6 特に、元気な高齢者には、社会活動への積極的な参加を通して、地域の担い  
7 手として活躍することにより生きがいづくりができる環境の整備が必要です。

8 また、地域の高齢者が自ら活動に参加し、おのずと介護予防が推進される地  
9 域づくりに向けて、多職種連携のもと、住民主体の通いの場づくり及び認知症  
10 カフェ等の開設に取り組む必要があります。

11 一方で、要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医  
12 療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシ  
13 ステム」の構築を、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目標として推  
14 進していく必要があります。

15 また、認知症の方やその家族が、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続  
16 けられるために、広く県民が認知症に対する理解を深め、地域において認知症  
17 の人やその家族をサポートしていく必要があります。

18 また、東日本大震災による避難生活の長期化により、高齢者の心身機能の低  
19 下が懸念されています。

20 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、その傾向の加速化が懸念  
21 されていることから、介護予防の取組の一層の強化が必要です。

### 23 施策の方向

- 24
- 25 ▶ 高齢者が生きがいを持ち、生活できる社会づくりを推進します。
  - 26 ▶ 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができ  
27 るよう、要介護状態になることを予防し、要介護状態になっても悪化しない  
28 ようにするため、介護予防に関する知識や活動の普及・促進を図るととも  
29 に、市町村の事業内容の評価などを行うことにより、適切な介護予防関連事  
30 業の実施に努めます。
- 31

- 1 ▶ 高齢者がその状態に応じた適切で質の高い福祉、介護サービスを利用できる  
 2 よう、市町村や事業者の支援・指導に取り組むとともに、可能な限り住み慣  
 3 れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、ニーズに応じて、  
 4 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを継続的かつ包括的に提供す  
 5 る地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を支援します。  
 6 ▶ 医療と介護等関係機関、地域住民とのネットワークづくりの促進に向け、地  
 7 域包括支援センターが担うべき機能が十分発揮できるよう、職員に対する専  
 8 門的な研修の実施や適切な助言を行います。  
 9 ▶ 認知症に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、認知症疾患医療  
 10 センター、市町村、地域包括支援センター、介護事業所など、地域の関係機  
 11 関同士の連携強化を図ります。また、これまで養成してきた認知症サポータ  
 12 ーを活用した取組の推進を図ります。  
 13

指標の名称	現況値		目標値		備考

14  
15



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

## 2 質の高い 地域医療提供体制の 確保

- (1) 医師、看護師等の確保と質の向上
- (2) 安全、安心なかつ質の高い医療提供サービスの確保
- (3) 感染症対策の推進
- (4) 医薬品等の安全



## 1 (1) 医師、看護師等の確保と質の向上

---

### 背景/課題

2 新型コロナウイルス感染症の流行により、医療提供体制の確保・充実はこれ  
3 まで以上に重要な課題として注目を集めました。

4 本県においては、東日本大震災以前から深刻な状況にあった医師の絶対数の  
5 不足と、地域間の偏在を解消するため、引き続き、医学生、医師の県内定着の  
6 促進、県外からの招へい、医師少数地域への医師派遣等に取り組む必要があり  
7 ます。

8 また、診療科ごとの医療施設従事医師数では、産婦人科医等の特定の診療科  
9 の不足が著しい状況にあるため、今後も産婦人科医等の確保に力を入れる必要  
10 があります。

11 また、少子化に伴う18歳人口の減少等により、看護師養成施設の受験者や  
12 入学定員に対する充足率が低下し、看護師等の県内就業者の減少が予測される  
13 ことから、地域の実情を踏まえ養成・確保に努める必要があります。

### 施策の方向

- 14 ▶ 県立医科大学の医学部入学定員の確保や卒業生の県内定着に努めるととも  
15 に、県内臨床研修病院が連携して充実した研修環境を整備し、臨床研修医の  
16 確保を図るなど、地域医療支援センターを中心に医師確保を推進します。
- 17 ▶ 医療従事者が働きやすい就業環境を整備し、就業継続や再就業の促進を図り  
18 ます。
- 19 ▶ 特定診療科の医師に対する処遇改善を行うなど、診療科目による医師偏在の  
20 緩和に努めます。
- 21 ▶ 看護師等の養成や県内定着に向けた支援を行うなど、看護職員を始めとする  
22 医療従事者の確保を図ります。
- 23 ▶ 専門知識を深めるための研修受講を支援するなど、医療従事者の資質の向上  
24 に努めます。

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (2) 安全、安心かつ質の高い医療提供サービスの確保 (※)

### 2 副題)

#### 3 背景/課題

4 人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少がさ  
5 らに進む中、質の高い医療を効率的かつ持続可能な形で提供できる体制を構築  
6 するためには、新興感染症等には機動的に対応することを前提に、地域におけ  
7 る医療機関の機能分化・連携を進め、併せて在宅医療等の充実を図る必要があ  
8 ります。

9 また、外来医療についても、患者の待ち時間や病院勤務医の外来負担等の課  
10 題があることから、かかりつけ医機能の強化や外来機能の明確化や連携の取組  
11 みを進めていく必要があります。

12 なお、双葉郡を中心とした相双地方では、震災・原発事故の復興が未だ道半  
13 ばであることから、避難者が安心して帰還できるよう、二次救急医療をはじめ  
14 とする必要な医療や医療従事者の確保など、避難地域等の医療提供体制を再構  
15 築する取組みを継続していく必要があります。

#### 16 施策の方向

- 17
- 18
- 19 ▶ 保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、医療機関相互の役割分担と連  
20 携を促進し、患者本位の安全で質の高い医療提供体制の確保を図ります。
- 21 ▶ 在宅医療の推進を図るため、医療や介護等の他分野との連携体制を構築しま  
22 す。
- 23 ▶ 国民健康保険制度などの円滑な運営を図るとともに、安定した医療保険制度  
24 の実現に向け、国、市町村など関係機関と連携強化を図ります。
- 25 ▶ 医療・介護サービスの向上のため、「キビタン健康ネット」等の ICT を活用し  
26 た病院、医科・歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護施設等の連  
27 携等を推進します。
- 28 ▶ 「復興」避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるため、避難地域等医療  
29 復興計画に基づき、避難地域の医療機関の再開・新規開設や診療継続に向け  
30 た支援、避難地域を支える近隣地域の医療提供体制の充実・強化、原子力災  
31 害により困難となった医療人材の確保などの取組を実施し、医療提供体制の  
32 再構築を推進します。
- 33

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (2) 安全、安心かつ質の高い医療提供サービスの確保 (※)

### 2 副題)

#### 3 背景/課題

4 高齢化の進展とともに救急搬送件数は増大し、救急搬送に占める高齢者の割合も増加が見込まれる状況にあり、さらには、脳卒中や急性心筋梗塞等の生活習慣病に起因する急病への対応を始め、精神科救急体制との連携などの諸課題へ対応が求められています。

5 また、人口の減少や交通体系の整備等により、無医地区数等は減少してきていますが、高齢者に多く見られる慢性疾患に対応する医療の充実や眼科、耳鼻咽喉科等の診療科の充足が求められています。

6 さらに、へき地に所在する医療機関への派遣を含めたキャリア形成プログラムの策定など、へき地も含めた一体的な医師確保について検討していく必要があります。

7 また、原発事故による県民の健康不安は継続していることから、放射線の影響に対する安全・安心を確保するため、先端医療を担う国内外の専門家の確保・養成を行うとともに、県立医科大学の「先端臨床研究センター」を安定的に運営するために財源を確保する必要があります。

#### 8 施策の方向

- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21 ▶ 救急患者の症状や程度に応じた適切な救急医療が確保されるよう、初期救急
  - 22 医療から三次救急医療まで、救急医療提供体制の体系的な整備を図ります。
  - 23 ▶ 住み慣れた身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療資源の地域偏在
  - 24 を是正して高齢化の状況等に応じた在宅医療の推進等、医療提供体制の体系的な整備を図ります。
  - 25
  - 26 ▶ 「復興」放射線による健康への影響に対する早期診断・最先端治療拠点として整備した「先端臨床研究センター」の安定的な運営を支援し、将来にわたる県民の健康維持・増進を支援します。
  - 27
  - 28
  - 29
  - 30

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (3) 感染症対策の推進

---

### 2 背景/課題

3 新たに発生する感染症に迅速かつ的確に対応していくために、新型コロナウイルス感染症対応の課題を整理し、感染症対策のあり方の再検討が必要です。

4 さらに、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に備えた訓練や医療体制の構築等の対策を行う必要があります。

5 また、ウィズコロナの状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染のリスクを0にすることはできないことから、感染拡大防止対策を継続して行っていく必要があります。

### 6 施策の方向

- 7 ▶ 感染症の予防及びまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるほか、予防接種や感染症情報などの情報提供に努めます。
- 8 ▶ 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、新型インフルエンザ等発生時に備えた訓練や、新型コロナウイルス感染症等の大規模感染症対策として、検査体制及び医療提供体制の整備の強化などを、関係機関と連携を図り推進していきます。

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4



## 1 (4) 医薬品等の安全

### 2 背景/課題

3 少子高齢化の進行により、今後、血液需要の増加と献血協力者の減少が見込まれ、将来的な血液不足が懸念されます。

5 県民に献血への理解と協力を継続的に呼びかけるとともに、医療機関に対する血液製剤使用適正化の普及を図り、適正かつ安全な輸血療法の向上を図る必要があります。

8 また、県内の医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業者については、今後も監視員の資質向上と計画的かつ効率的な薬事監視を継続することにより、製造業者の製造技術の向上及び品質の確保を促す必要があります。

### 12 施策の方向

- 14 ▶ 県民の医療に必要な血液を県民の献血でまかなえるよう、献血思想の普及啓発、複数回献血の推進、ボランティア団体の育成などを図ります。
- 16 ▶ 医師と薬剤師のそれぞれの専門性を生かし、医薬分業を推進することにより、医療の質の向上を図るとともに、医薬品等の安全性の確保のため、製造所等に対する質の高い監視指導などの実施を図ります。

指標の名称	現況値		目標値		備考

1  
2

3

4

5

# 3 安心して子どもを

6

# 生み育てられる

7

# 環境づくり

8

(1) 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現

9

(2) 子育て支援

10

(3) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

11

(4) 子育てを支える社会環境づくり

12

(5) 若者が自立できる社会づくり

13

# 1 (1) 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現 (※副題)

## 2 背景/課題

3 少子化が進む本県において、人口を維持し、持続可能で活力のある地域社会  
4 を維持していくために、県民の出会いから出産までの、希望の実現を支援して  
5 いくことは重要な取組のひとつです。

6 家庭を築き子どもを育てる環境づくりを推進するために、次代の親とな  
7 る若い世代に、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを育てることの  
8 意義について、教育・啓発していく必要があります。

9 一方で、お見合い等の世話をする人の減少など、独身の男女が出会う機会が  
10 減少しており、県民意識調査においても、「異性と出会う機会そのものがな  
11 い」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が独身でいる理由の上位となっ  
12 ています。

13 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で対面による婚活イベント等が軒  
14 並み中止になっていることから、オンラインでの婚活交流会を実施するなど、  
15 新たな男女の出会いの機会を創出することが必要です。

## 16 施策の方向

- 17 ▶ 「子育ての日」及び「子育て週間」におけるイベントなど様々な機会を捉え  
18 て啓発を進め、結婚や子育てに関してポジティブなイメージを持てる気運の  
19 醸成に努めます。
- 20 ▶ 家庭を築き、子どもを育てることの意義に関する教育・啓発を推進しま  
21 す。
- 22 ▶ 結婚の相談に応じる世話やきボランティアを育成するとともに、婚活イベ  
23 ントやマッチングシステムなどに加え、オンライン交流会やオンラインお見合  
24 いなど「新たな日常」に即した出会いの機会を提供します。
- 25 ▶ 市町村が行う結婚に関するセミナーやイベントを支援するとともに、結婚し  
26 やすい環境づくりに取り組みます。

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (1) 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現 (※副題)

### 2 背景/課題

3 出産・子育てに関する医療提供体制の整備については、分娩取扱施設の減少  
4 や小児科医及び産科・産婦人科医の不足を解消するため、施設・設備整備や運  
5 営を支援するとともに人材の確保、育成が必要です。

6 また、妊娠から出産・産後における様々な母子保健対策についても、地域偏  
7 在があることに加えて、関係機関間で得られた情報の共有が十分になされず、  
8 有効な支援に結びつけることができない事例もあることから、市町村が設置す  
9 る子育て世代包括支援センターへの支援や関係機関での連携の促進が必要で  
10 す。

11 加えて、社会全体で子育てを支援していく環境づくりを推進する必要があります。  
12

### 13 施策の方向

- 14 ▶ 高度な周産期医療が適切かつ円滑に提供されるために、各周産期医療機関の  
15 果たしている機能に応じた役割分担と連携体制の強化を図ります。
- 16 ▶ 周産期医療協議会等を通して、周産期医療体制の現状、課題等について協議  
17 を進め、周産期医療システムの充実を図ります。
- 18 ▶ また、周産期医療機関の充実を図るため、周産期医療に必要な施設・設備整  
19 備及び運営について支援します。
- 20 ▶ 初期救急から三次救急まで、その症状に応じた小児救急医療体制の整備を推  
21 進します。
- 22 ▶ 不妊や不育症に悩む夫婦が相談できる体制を充実し、不育症の検査や治療に  
23 要する費用の負担軽減を図ります。
- 24 ▶ 子育ての孤立を防ぐとともに、適切な養育の確保を図るため、市町村等と連  
25 携して、相談支援体制の整備を図ります。
- 26 ▶ 健康管理が必要な妊産婦に対し、妊娠期から子育て期までの継続的な保健指  
27 導サービス体制の整備を図ります。
- 28 ▶ 思春期の若者に対して、性に関する教育を含めた健康教育を進めるととも  
29 に、性に関する不安や悩みなどについての相談体制の整備を推進します。  
30  
31  
32

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (2) 子育て支援

---

### 2 背景/課題

3 保育所等の施設整備が進み、待機児童は減少傾向にありますが、未だ解消に  
4 は至っていません。また、保育士不足により所定の定員まで児童を受け入れら  
5 れない施設も見られます。

6 さらに、令和元年10月から、子育て世代の経済的負担を軽減するため幼児  
7 教育・保育の無償化が実施されており、量の確保に加えて、認可外保育施設を  
8 含め保育の質の向上に努める必要があります。

9 また、共働き世帯の増加など社会環境の変化により、子どもの居場所につい  
10 て保護者のニーズが高まっています。

11 さらに、県民意識調査において、「医療費助成、保育料軽減等の子育て世帯  
12 への経済的支援」を行政に期待する回答が最も多くなっています。

### 14 施策の方向

- 15 ▶ 保育施設の整備、保育士の人材確保及び各種研修等による保育の質の向上  
16 や、認可外保育施設への支援などを推進します。
- 17 ▶ 地域子育て支援センターや放課後児童クラブ等の設置促進により、子どもが  
18 健やかに成長するための環境づくりを推進します。
- 19 ▶ 18歳以下の医療費の無料化、幼児教育・保育の無償化、多子世帯の保育料  
20 の助成などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。  
21  
22

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3



## 1 (3) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

### 2 背景/課題

3 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもの支援については、里親  
4 による養育や児童養護施設等の小規模化・地域分散化を推進するとともに、こ  
5 どもの家庭復帰や自立後の支援の充実を図る必要があります。

6 また、増加する医療的ケア児とその保護者・家族が、地域で安心して生活で  
7 きるよう、関係機関が連携した総合的な支援体制が必要です。

8 さらに、多くのひとり親が、子育ての負担感や就業経験の少なさ等様々な制  
9 約から、不安定な雇用にならざるを得ない状況にあります。経済的な困窮など  
10 の様々な困難を抱えている家庭でも、学ぶ意欲と能力のある子どもが将来の夢  
11 をかなえられるように支援を届ける必要があります。

12 また、地域で子どもの健やかな成長を見守る場などとして広まっている子ど  
13 も食堂などの居場所については、資金やスタッフなどが不足しており、地域で  
14 子育てを支える仕組みへの支援が必要です。

15 東日本大震災により、保護者が死亡又は行方不明となった孤児・遺児に対し  
16 て給付金を支給するなど、被災した子どもの生活及び修学の支援が必要です。

### 17 施策の方向

- 18
- 19
- 20 ▶ 様々な理由により家庭で生活ができない子どもについて、里親や児童養護施  
21 設等における養育や保護による生活支援を進め、社会的自立を促します。
- 22 ▶ 障がいのある子どもやその家族が地域で安心して生活するために、身近な地  
23 域で療育指導・相談などが受けられる療育機能や、教育等の関係機関と連携  
24 した相談支援体制の充実を図ります。
- 25 ▶ ひとり親家庭においても安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支  
26 援、生活支援などによる総合的な自立支援を進めます。
- 27 ▶ 生活困窮世帯等の子どもへの学習支援、各種奨学金制度などの経済的な支援  
28 や相談窓口等の様々な情報をまとめた冊子等の配布、ウェブサイト上での公  
29 表などによって、広く子どもや家庭への周知に取り組みます。
- 30 ▶ 地域で子どもの健やかな成長を見守る場である子ども食堂などの子どもの居  
31 場所や、当該取組を行う団体と行政機関・民間企業等が連携する体制づくり  
32 への支援に取り組みます。
- 33 ▶ 「復興」震災により、保護者が死亡又は行方不明となった孤児・遺児に対し  
34 て給付金を支給するなど、被災した子どもの生活及び修学を支援します。

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (4) 子育てを支える社会環境づくり

### 2 背景/課題

3 かつて、子育ては祖父母世代以上を含む大家族で、更には家族を越えた地域  
4 全体で行われてきました。

5 本県の三世代同居率は全国に比べて高い状況にありますが、それでも、核家  
6 族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化等により、子育て世帯の孤立が進んで  
7 います。

8 また、東日本大震災以降、放射性物質の影響への懸念から、外遊びの機会が  
9 制限され、運動不足等となる子どもたちが増加しました。子どもたちの肥満傾  
10 向は震災から10年が経過した現在でも改善されていません。

11 さらに、本県の子育て世帯は、震災の影響による健康上の不安を抱きながら  
12 生活しており、県民意識調査においても、いまだ5割の方が震災による子ども  
13 の健康への影響を心配しています。

14 また、現在も東日本大震災により県内外へ避難している子どもたちが多数お  
15 り、子どもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていません。

### 16 施策の方向

- 17
- 18
- 19 ▶ 子育て支援団体、企業、行政等関係機関の連携を推進し、社会全体で子育て  
20 を支援し、安心して子どもを生き育てやすい環境づくりを進めます。
  - 21 ▶ 子育て応援パスポート（ファミたんカード）の取組を推進することにより、  
22 県・市町村・企業・団体等が一体となって、社会全体で子育てを応援してい  
23 きます。
  - 24 ▶ 核家族化により子どもと高齢者との関わりが少なくなる中、世代間交流の取  
25 組を推進して、地域コミュニティの再生及び子育て支援の推進を図ります。
  - 26 ▶ 「復興」子どもたちや保護者のより一層の安全・安心確保のため、学校や児  
27 童福祉施設等における給食用食材の放射性物質検査を行う取組を支援しま  
28 す。
  - 29 ▶ 「復興」屋内における遊び場の取組を支援するとともに、公園の遊び環境の  
30 整備や冒険ひろばの取組など屋外における遊び環境づくりを推進します。
  - 31 ▶ 「復興」18歳以下の医療費無料化を図るとともに、心身の健康の保持・増  
32 進につながる保健・医療サービス・リスクコミュニケーションの強化に取り  
33 組みます。
- 34

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (5) 若者が自立できる社会づくり

### 2 背景/課題

3 少子高齢化の急激な進行による人口減少をはじめ、情報化、国際化の進展に  
4 より社会経済情勢は大きく変化しており、さらには新型コロナウイルス感染症  
5 の流行という、まさに「国難」とも称される事態が発生したことから、多くの  
6 若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、若者をめぐる問題は  
7 更に深刻さを増しています。

8 このような中、若者の社会的・経済的な自立の遅れが問題となっており、若者  
9 が誰ひとり取り残されることなく、社会の中に安心して居場所を持ちながら成  
10 長・活躍していけるよう、人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ  
11 (Well-being) に、自立して生き抜く基礎を形成できるよう支援していくこと  
12 が必要です。

### 14 施策の方向

- 15 ▶ 若者が経済的に自立し、働くことなどを通して自らを高め、社会に貢献して  
16 いけるよう、一人ひとりの能力の育成を図るとともに、多様な就業機会の提  
17 供を図ります。
- 18 ▶ 仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバラ  
19 ンスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて、総合的な取り組みを行って  
20 いる企業を支援します。
- 21 ▶ 子ども・若者を地域社会の中で心豊かに、健やかに育むため、家庭、学校、  
22 地域が一体となり、地域の力を結集し、子ども・若者の成長の場、安心・安  
23 全な居場所として、地域コミュニティの形成を進めます。
- 24 ▶ 青少年育成県民会議等との連携により、教育・心理・福祉等の専門人材か  
25 ら、地域の身近な大人まで、子ども・若者の成長を支える多様な担い手を養  
26 成・確保を図ります。
- 27 ▶ ニート等の自立に向けた支援を必要とする若者に対しては、各人の置かれた状  
28 況に応じた専門的な相談、社会体験及び職業能力の開発などの機会を総合  
29 的・継続的に提供できるように努めます。
- 30 ▶ SNSに起因する子ども・若者の被害事犯の増加等を踏まえ、情報社会で適正な  
31 活動を行うための基となる考え方と態度を身に着けるための情報モラル教育  
32 や啓発活動を推進します。
- 33
- 34

1  
2

指標の名称	現況値	目標値	出典	備考

3  
4



1

2

3

4

# 4 いきいき暮らせる

5

## 地域共生社会の推進

6

(1) 県民一人ひとりがともにつながり支え合うことのできる  
社会づくりの推進

7

8

(2) 介護・福祉サービス提供体制・質の向上

9

(3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進

10

(4) 差別の解消及び権利擁護の推進、DVの根絶

11



## 1 (1) 県民一人ひとりがともにつながり支え合うことのできる 2 社会づくりの推進 (地域共生社会)

### 3 背景/課題

4 急速な高齢化が進行する中で、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる  
5 介護・福祉サービスの充実など、住み慣れた地域で県民誰もが安心して暮らし  
6 続けられるよう、地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を  
7 とともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、医療・介  
8 護・福祉が連携した体制を整備していく必要があります。

9 そのために、高齢者や障がいのある方が、身近な場所で必要な日常生活や社  
10 会生活を営むための支援を受けられる体制の整備が必要です。

11 また、障がいのある方の就労や活躍の場を確保するために、福祉以外の分野  
12 との連携により企業等での働く環境づくりを促進する取組が必要です。

13 さらに、認知症や知的障がい・精神障がい等の理由で判断力が十分でない方  
14 の権利を守るために成年後見制度の利用促進が重要です。

15 また、新型コロナウイルス感染症の流行下での安定した雇用の減少や、世帯  
16 構造の変化等の理由により現役世代の生活困窮者が増大しています。

17 さらに、生活保護世帯のうち高齢者世帯の割合が増加傾向にあることから、  
18 適切に対応していく必要があります。

### 20 施策の方向

- 21
- 22 ▶ 市町村ヒアリングを実施し、地域福祉計画の策定支援を行うとともに、個々  
23 の実情に応じた助言や先進事例の紹介を行い、市町村における重層的支援体  
24 制整備の推進を図ります。
  - 25 ▶ 医療機関と介護保険施設等との連携を図り、高齢者や障がいのある方が地域  
26 での自立した生活を実現するための活動を支援するとともに、県地域リハビ  
27 リテーション支援センター等と連携して、地域リハビリテーション支援体制  
28 の充実を図るよう努めます。
  - 29 ▶ 障がいのある方が、自分らしい自立した生活と社会参加を実現するために、  
30 それぞれにあった自立のあり方を理解し、自身のニーズに適切に対応しなが  
31 ら、地域生活支援体制の充実を図り、地域で安心して暮らすための取組みを  
32 促進します。

- 1 ▶ 障がいのある方の就労支援や居住環境の整備など生活環境全般への取組（介  
 2 護、生活訓練、職業訓練など）を積極的に展開するとともに、障がいのある  
 3 方がより適切で質の高いサービスを利用できるよう市町村や事業者の支援・  
 4 指導に努めます。
- 5 ▶ 障がいのある方の総合相談窓口を設置し、地域生活移行や就労支援などの自  
 6 立支援を進めるとともに障がい児・者に対する福祉サービスの提供体制を整  
 7 備します。
- 8 ▶ 社会福祉士等の専門職と連携し、市町村が行う成年後見制度利用促進に向け  
 9 た体制整備等を支援するとともに、市町村職員等の資質向上のための研修を  
 10 実施します。
- 11 ▶ 生活保護法に基づき、生活困窮者の最低生活の保障を適正に行うとともに、  
 12 要保護者の自立を促進します。
- 13
- 14

指標の名称	現況値		目標値		備考

15

# 1 (1) 県民一人ひとりがともにつながり支え合うことのできる

## 2 社会づくりの推進 (こころの健康等)

### 3 背景/課題

4 避難者の仮設住宅等から復興公営住宅等への移行が進んでいますが、地域コ  
5 ミュニティの機能低下により高齢者の孤立が進んでいるため、見守りや相談支  
6 援事業を継続し、孤立を防止する必要があります。

7 また、長期化する避難生活の中で、被災者の心身の健康への影響が今後も懸  
8 念されることから、対策を継続・強化するために生活支援相談員や保健師等の  
9 人材確保、支援者を支える取組が引き続き必要です。

10 本県の自殺死亡率は他県と比較して高い水準で推移しており、自殺の背景に  
11 は精神疾患や生活困窮、社会的孤立などの様々な要因があることから、相談体  
12 制の拡充と関係機関の連携強化が必要です。

13 さらに、地域社会のつながりの中で、悩みや不安を抱える人への身近な人の  
14 気付きが、専門的な相談や支援につながる環境づくりを推進する必要があります。  
15

16 また、社会環境の変化や少子高齢化、人口減少等の進行により、地域のつな  
17 がりの希薄化や家庭機能の低下が生じている中、ボランティアは地域福祉の担  
18 い手として大きな役割を果たしていることから、誰もが気軽に参加できる環境  
19 づくりが必要です。  
20

### 21 施策の方向

- 22
- 23 ▶ 「復興」地域や復興公営住宅等で生活している高齢者等が孤立しないよう、  
24 生活支援相談員等の訪問等による見守り活動を支援します。
- 25 ▶ 「復興」帰還高齢者等の生活支援を行うために、高齢者等サポート拠点にお  
26 いてデイサービス、訪問介護、配食サービス、生活相談等のサービスを提供  
27 し、また、被災市町村を支援するため、仮設住宅等に介護支援専門員等の専  
28 門職種を派遣するほか、要援護者の支え合い体制づくりを支援します。
- 29 ▶ 「復興」様々な悩みを抱える被災者の心のケアに中・長期的に取り組みま  
30 す。
- 31 ▶ こころの健康づくりに関する普及啓発を進めるとともに、相談体制や関係機  
32 関の連携を強化します。

- 1 ▶ 精神疾患（統合失調症、うつ病、依存症、子どもの精神疾患など）やひきこ  
 2 もり等に関する正しい知識や対応について普及啓発を進めるとともに、関係  
 3 機関などと連携した相談支援体制の充実を図ります。
- 4 ▶ 自殺の防止等に関する県民の理解を促進するとともに、悩みや問題などを抱  
 5 えている人及び自殺者の親族等への相談支援の充実を図るなど、関係機関、  
 6 関係団体と連携し、自殺対策の総合的な推進を図ります。
- 7 ▶ 誰もが気軽にボランティアに参加できるきっかけづくりや地域リーダーの育  
 8 成を行う県及び市町村の社会福祉協議会、NPO等を支援します。

9  
10

指標の名称	現況値		目標値		備考

11  
12

## 1 (2) 介護・福祉サービス提供体制・質の向上

### 2 背景/課題

3 介護・福祉施設は高齢者の生活に必要な不可欠な施設であるため、避難指示解  
4 除区域等において、避難した施設が元の場所で事業を再開できるように支援を  
5 継続する必要があります。

6 また、訪問系の介護サービス提供体制の確保を図るため、事業所の運営を支  
7 援するなど、事業再開を促進するための取組が必要です。

8 さらに、本県の介護職員に関する将来推計では、2025年に36,676  
9 人の介護職員が必要とされる見通しであり、特に相双地方においては、帰還者  
10 の多くが高齢者であることから、介護人材の需要が高い状態が続くと見込まれ  
11 ます。

12 帰還を促し復興を更に進めるためにも、県内外からの介護職員の確保や、地  
13 元での育成・確保が望まれます。

14 本県の介護職員を確保するため、介護の専門性を高め資質向上を図るなど、  
15 介護人材として働きたくなるような魅力ある仕事、魅力ある職場をつくり発信  
16 していく必要があります。

17 加えて、介護分野に入職した人材が、意欲に応じてスキルアップを図り、能  
18 力に応じた役割を担いながらキャリア形成を行うことで、モチベーションの維  
19 持・向上や職場定着を促す取組が必要です。

20 一方で、介護職員不足の解消や離職防止の取組として、労働負担の軽減や労  
21 働環境の改善を目的とした介護支援ロボット・ICTの導入が、方策の一つと  
22 して注目されています。

23 また、利用者からは質の高いサービス提供が望まれていることから、社会福  
24 祉関係職員（階層別）研修を継続的に実施し、福祉・介護職員の資質向上を図  
25 る必要があります。併せて、事業者が積極的に第三者機関による評価を受審す  
26 るよう普及啓発を行い、サービスの質の向上を図ることが必要です。  
27

施策の方向

- 1  
2  
3
- 4 ▶ 「復興」避難した施設が元の場所で円滑に事業再開できるよう継続的に支援
  - 5 を行います。
  - 6 ▶ 「復興」介護施設等における人材確保のため、介護職を目指す相双地域の方
  - 7 への就学支援、県内外から浜通り等に就職する方への返還免除付き就職準備
  - 8 金の貸与など、地元人材の育成・確保や県内外からの介護人材の確保に取り
  - 9 組みます。
  - 10 ▶ 介護の仕事についての理解を深めるための職場体験会や、介護施設と学校が
  - 11 連携して、介護の仕事説明会や職場見学会を開催するなど、介護の職場の魅
  - 12 力を伝えます。
  - 13 ▶ また、介護未経験者に対して、介護に関する入門的研修を実施し基本的な知
  - 14 識を研修することにより、介護分野への参入を促進します。
  - 15 ▶ 介護福祉士等資格取得支援や各種研修会の実施・派遣に対する支援など介護
  - 16 人材の専門性の向上を図ります。
  - 17 ▶ 介護現場及び介護職員の業務負担軽減等に資するため、ICT等の活用を推
  - 18 進します。
  - 19 ▶ 介護職員の仕事のやりがいアップ等や、働きやすい職場環境の整備に向け、
  - 20 キャリアパス制度の構築や運用を支援します。
  - 21 ▶ サービス利用者の選択や権利擁護に資するため、サービス内容や経営情報開
  - 22 示を促進するとともに、苦情の適切な解決を図る苦情解決制度活用の充実に
  - 23 努めるなど、経営の改善と利用者の利益保護を支援します。
  - 24 ▶ 福祉サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関が専門的かつ
  - 25 客観的な立場から評価を行う「福祉サービス第三者評価事業」等を推進しま
  - 26 します。
  - 27 ▶ 社会福祉に従事する職員を対象に、段階的、継続的に専門的な知識・技術を
  - 28 高めるための研修を実施し、職員の資質の向上を支援します。
  - 29
  - 30

1

指標の名称	現況値		目標値		備考

2





## 1 (3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる

### 2 社会づくりの推進

---

#### 3 背景/課題

4 スポーツや芸術文化活動は、障がいのある方の生活を豊かにするだけでなく、  
5 県民にとっては、障がいや障がいのある方に対する理解を深めるきっかけ  
6 となる重要な機会でもあります。

7 身近な地域において、誰もが誰とでもスポーツに親しむことができる環境を  
8 整備するとともに、事業所や関係団体等と連携を図り、障がいのある方の芸術  
9 文化活動の普及活動を更に推進する必要があります。

10 さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたイベントもある  
11 ことから、感染症対策を徹底しながら、開催を継続していくことが重要です。

12 また、障がいのある方が気軽に楽しめる旅行やレクリエーション活動の普及  
13 により、交流機会の確保に努める必要があります。

#### 14 施策の方向

- 18 ▶ 障がいのある方が、芸術文化活動やスポーツ活動を通して個性や能力を発揮  
19 する機会を増やすとともに、社会参加しやすい環境づくりを推進します。
- 20 ▶ 芸術作品の創造を通して、障がいのある方の社会参加の促進を図るととも  
21 に、全ての人が障がいや障がいのある方への理解を深められるよう、障がい  
22 者芸術作品展を開催します。
- 23 ▶ 障がいのある方が気軽に参加できるスポーツ教室やレクリエーション教室の  
24 開催など、障がい種別を超えた交流機会の確保に努めます。

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4

## 1 (4) 差別の解消及び権利擁護の推進、DVの根絶

---

### 2 背景/課題

3 高齢者や障がいのある方、児童に対する虐待は、家庭や施設等閉鎖的な空間  
4 で行われていることが多いことから、発見しにくく、深刻になる場合があります。  
5

6 各分野で虐待を防止する法律が施行され、市町村等関係機関は虐待の早期発  
7 見・早期支援や連携体制の整備を進めてきましたが、虐待件数は増加傾向にあ  
8 り、更なる対策が必要です。

9 また、DV（ドメスティック・バイオレンス、配偶者等の親密な関係ある者  
10 からの暴力）についても、重大な人権侵害であるにもかかわらず、個人間の問  
11 題と捉えられやすいことから、潜在化・深刻化する傾向にあります。

12 被害者の避難や自立を支援するために、普及啓発により社会全体のDVに対  
13 する認識を深めるとともに、関係機関と連携し支援体制を強化する必要があります。  
14

### 15 施策の方向

- 16 ▶ 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力などは、犯罪と  
17 もなり得る重大な人権侵害であるため、地域、民間支援団体、行政機関など  
18 が連携協力を図りながら、虐待や暴力の防止及び被害者等の保護・支援のた  
19 めの対策を総合的に推進します。
- 20 ▶ 相談専用窓口を設置し、障がいのある方への差別の解消を推進します。
- 21 ▶ 高齢者の虐待防止を推進するため、市町村職員や地域包括支援センター職員  
22 の対応力向上に資する研修を実施するとともに、高齢者施設等に勤務する職  
23 員に対し、虐待防止に関する研修を実施します。  
24  
25  
26  
27

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3



1

2

3

4

## 5 誰もが安全で

5

# 安心できる生活の確保

6

(1) 水道基盤の強化

7

(2) 食品等の安全・安心の確保

8

(3) すべての人が安全かつ快適に生活することのできる

9

まちづくりの推進

10

(4) 生活衛生水準の維持向上

11

(5) 人と動物の調和ある共生

12

(6) 災害時健康危機管理体制の強化

13

14

## 1 (1) 水道基盤の強化

### 背景/課題

安全な水道水は県民の暮らしを支えるライフラインであることから、安定的な供給を継続するため、水質汚染のリスク対策、水質管理、施設の適切な維持管理が必要です。

### 施策の方向

- 「復興」飲料水の放射性物質検査体制の整備を図るとともに、定期的なモニタリング検査を実施し、放射性物質による飲料水の汚染の有無を確認し、利用者に安心を提供します。
- 県民が安全な水を将来にわたって安定的に享受できるよう、市町村等による水道事業の適正な運営・管理のほか、地域の実情を踏まえ必要に応じた広域化、さらには危機管理体制としての広域連携等の強化を支援します。

指標の名称	現況値		目標値		備考

## 1 (2) 食品等の安全・安心の確保

### 2 背景/課題

3 放射性物質検査等により、基準値を超過した食品の流通は防止されているもの  
 4 の、本県産の農林水産物を原材料とする加工食品への不安は根強く残ってい  
 5 ます。H A C C Pに放射性物質の情報管理を組み合わせた「ふくしまH A C C  
 6 P」の普及により食品の安全確保を図るとともに、消費者等が本県産の加工食  
 7 品に対して抱く漫然とした不安を解消し、風評を払拭する必要があります。

### 9 施策の方向

- 11 ▶ H A C C Pに放射性物質の管理を組み合わせた県独自の衛生管理手法「ふく  
 12 しまH A C C P」の導入を推進し、県産加工食品の安全性の確保を図りま  
 13 す。
- 14 ▶ 「復興」県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検  
 15 査を実施し、市場等に流通する食品等の安全性を確認します。
- 16 ▶ 消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、  
 17 国、関係自治体、食品関連事業者及び消費者の団体などの関係機関等と相互  
 18 の連携を図り、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策を推進  
 19 します。
- 20 ▶ 食品及び飲料水等が原因で県民の生命、健康の安全が脅かされる事態が発生  
 21 することを予防し、拡大防止等を迅速かつ的確に実施するため、健康危機管  
 22 理体制の充実強化に努めます。

指標の名称	現況値	目標値	備考



# 1 (3) すべての人が安全かつ快適に生活することのできる

## 2 まちづくりの推進

### 3 背景/課題

4 県では、障がいのある方をはじめ、すべての人に配慮したまちづくりを総合的に進めるため「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、建築物等のユニバーサルデザイン化を推進しています。関係機関等に条例の趣旨の浸透を図り、誰もが安心して利用できる建物をさらに増やしていくことが必要です。

5  
6  
7  
8 併せて、条例の設置基準に適合した建物に交付される「やさしさマーク」について、関係機関への周知やHP等による広報を充実させ、認知度の向上を図る必要があります。

9  
10  
11 また、おもいやり駐車場利用制度への理解や協力が得られるよう、テレビ・新聞広報やHP等の様々な媒体を活用して普及啓発を図る必要があります。

### 14 施策の方向

- 15  
16 ▶ 「ノーマライゼーション」の理念に加え、「ユニバーサルデザイン」の考え方の下、高齢者、障がいのある方、老若男女すべての人が、互いに支え合い、尊重し合いながら、その人の個性に合った生き方が主体的に営める社会づくりを推進します。
- 17  
18  
19  
20 ▶ 誰もが安全かつ快適に生活できるよう、「人にやさしいまちづくり条例」などにより不特定多数の方が利用する建築物や公共機関等のユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進するとともに、条例に適合した施設にやさしさマークを交付するなど、人にやさしいまちづくりを推進します。また、歩行困難な方が移動で使用する車の駐車スペースを確保するため、「おもいやり駐車場利用制度」などの普及を図ります。

指標の名称	現況値	目標値	備考

## 1 (4) 生活衛生水準の維持向上

### 2 背景/課題

3 飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの生活衛生関係  
 4 営業は、生活に不可欠なサービスや商品を提供していることから、これらの営  
 5 業の衛生水準の維持向上を図ることは、安全・安心な県民生活を守るうえで重  
 6 要です。

### 8 施策の方向

- 9
- 10 ▶ 県民の生活に密接な関係を有する生活衛生関係営業施設に対する監視指導を  
 11 実施し、衛生水準の維持向上のための対策を推進します。  
 12

## 13 (5) 人と動物の調和ある共生

### 14 背景/課題

15 少子高齢化、核家族化が進む中で、動物を飼養する世帯において犬や猫など  
 16 の愛玩動物は、家族の一員や伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に  
 17 欠かせない存在となってきています。しかし、その一方で、飼い主における動  
 18 物の生理、生態、習性等に関する知識不足や適正飼養に関するモラルの欠如に  
 19 より、動物の遺棄や虐待、近隣住民からの苦情やトラブルなど、様々な問題が  
 20 顕在化しています。

21 また、人とペットの災害対策については、東日本大震災を契機に、災害時に  
 22 おける飼い主とペットとの同行避難(ペット連れ避難)の考え方は普及しつつあ  
 23 りますが、未だ避難所の受入体制が十分でない状況にあります。避難所でのペ  
 24 ットの受入については、動物愛護や放浪動物による危害防止及び生活環境保全  
 25 の観点はもとより、飼い主の安全を確保するためにも、体制の整備が求められ  
 26 ています。  
 27

### 28 施策の方向

- 29
- 30 ▶ 飼い犬等のしつけ方教室や猫の飼い方講習会等の各種事業を通じて、動物の  
 31 愛護や適正飼養、災害対策に関する知識の普及啓発を推進します。

- 1 ▶ 飼い主に対し、平時からの備えについて啓発するとともに、市町村に対し、  
 2 ペット連れ避難者を受け入れる避難所の体制整備について、必要な助言を行  
 3 います。  
 4 ▶ 災害時には、備蓄物資の提供によりペットを飼う被災者を支援するととも  
 5 に、ペット連れ避難者を受け入れた避難所の運営に関し、必要な助言や指導  
 6 を行います。  
 7

指標の名称	現況値		目標値		備考

8  
9



## 1 (6) 災害時健康危機管理体制の強化

### 2 背景/課題

3 近年、自然災害は激甚化、頻発化しており、平常時から、いつ発生するかわ  
4 からない巨大災害に備えておくことが重要です。

5 過去の災害における対応の課題を整理・検証し、連携体制を構築・強化する  
6 とともに職員研修や防災訓練を実施し、災害への対応力の強化が必要です。

7 また、避難行動要支援者の個別計画の策定が進まない市町村へ助言等による  
8 支援を引き続き行う必要があります。

9 さらに、避難所の運営においては、新型コロナウイルス等による感染症に対  
10 する備えが必要です。

### 11 施策の方向

- 12 ▶ 災害時における救急医療・精神保健医療を確保するため、関係機関との連携  
13 強化を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チ  
14 ム（DPAT）などの隊員養成研修の支援等を実施し、災害時医療体制の整備を  
15 図ります。
- 16 ▶ 大規模災害時に派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や災害派  
17 遣福祉チーム（DWAT）の運営等の体制整備に取り組んでいきます。
- 18 ▶ 避難行動要支援者を迅速かつ的確に安全な場所へ避難させ、避難に伴う健康  
19 被害を最小限に抑えるため、避難行動要支援者の個別避難計画の全市町村で  
20 の策定を促進します。
- 21 ▶ 災害時に何らかの特別な配慮を要する高齢者、障がい児者、乳幼児、妊産  
22 婦、難病患者、医療的ケア児等が避難できる福祉避難所の指定等を促進しま  
23 す。
- 24
- 25
- 26

1  
2

指標の名称	現況値		目標値		備考

3  
4



# 1 第4章

## 2 関連する計画

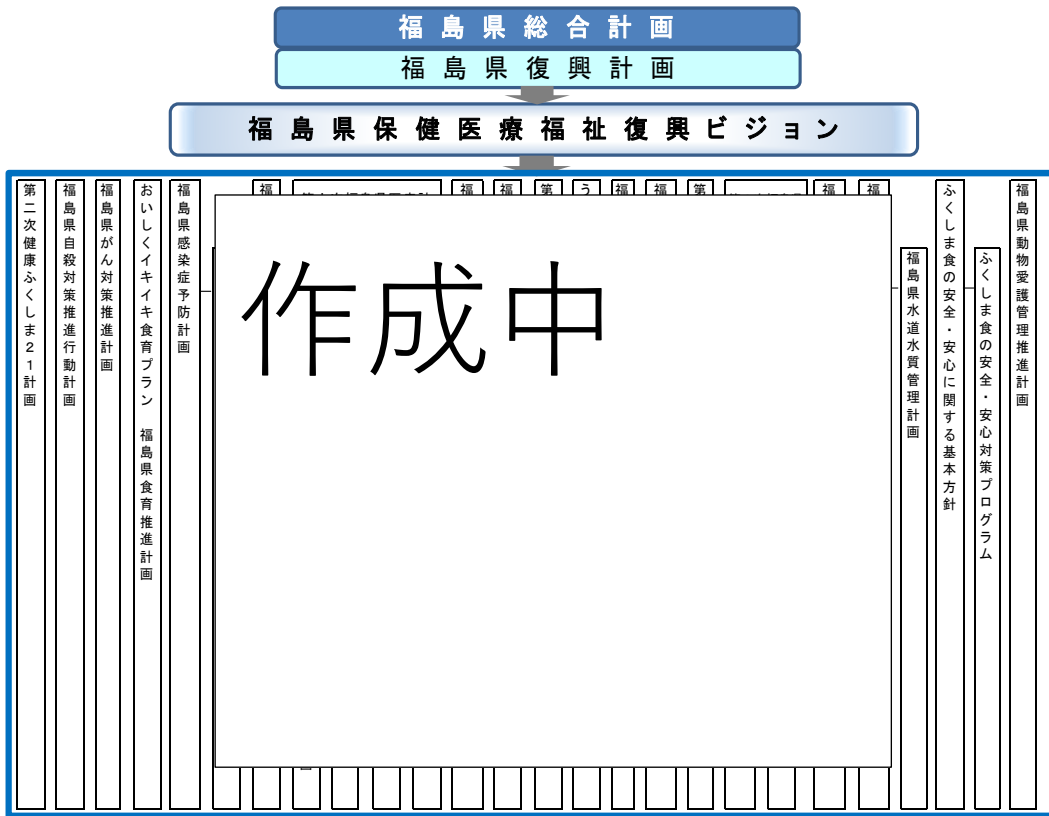
3



# 1 第1節 ビジョンと各個別計画

2 「第3章 保健医療福祉の基本方針」で示した施策の方向には、施策分野  
 3 ごとに計画が策定されています。  
 4 そして、計画に基づき、各種事業が実施されています。  
 5

## 6 保健・医療・福祉に関する各個別計画の体系



7  
8

# 9 第2節 ビジョンと各地域保健医療福祉推進計画

10 県内の各保健福祉事務所では、ビジョンが示す基本方向を踏まえ、地域  
 11 における保健・医療・福祉の現状と課題等を明らかにした地域保健医療福祉  
 12 推進計画を策定し、計画的に施策を推進しています。

# 1 第3節 保健福祉部の中長期計画一覧

基本目標	計画の名称	計画期間	策定年月	策定根拠	担当課	資料頁	
健康づくり	第二次健康ふくしま21計画	H25～H34	H25.3	健康増進法	健康増進課	38	
	福島県自殺対策推進行動計画	H25～H28	H25.3	自殺対策基本法	障がい福祉課	40	
	福島県がん対策推進計画	作成中				健康増進課	42
	第二次福島県食育推進計画 (おいしくイキイキ食育)					健康増進課	44
	福島県感染症予防計画					感染・看護室	46
	福島県結核予防計画					感染・看護室	48
	第三次福島県歯並びイライラ計画					健康増進課	49
第六次福島県医療計画	地域医療課					51	
復興推進	福島県地域医療再生計画 (会津・南会津医療圏) (相双医療圏) (三次医療圏)					・H21～H25 ・三次: H23～H25	・H21.11 ・三次:H23.11
地域医療	福島県浜通り地方医療復興計画 福島県浜通り地方医療復興計画(第2次)	H23～H27 H24～H27	H24.2 H25.3	厚生労働省通知	地域医療課	62 64	
	福島県周産期医療体制整備計画	H25～H29	H25.3	周産期医療体制整備指針	地域医療課	66	
	福島県へき地医療対策アクションプログラム	H15～	H15.12	県独自	地域医療課	68	
	福島県看護職員需給計画	H25～H29	H25.3	県独自	感染・看護室	70	
	福島県医薬分業推進指針	H10～	H10.3	県独自	薬務課	72	
	第二期福島県医療費適正化計画	H25～H29	H25.3	高齢者の医療の確保に関する法律	保健福祉総務課	74	

2

3

基本目標	計画の名称	計画期間	策定年月	策定根拠	担当課	資料頁	
出産・子育て	うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）	H22～H26	H22.3 (H25.3改定)	次世代育成支援対策推進法	子育て支援課	76	
	福島県母子家庭等自立支援計画	H22～H26	H22.3	母子及び寡婦福祉法	児童家庭課	78	
福祉社会 復興推進	福島県地域福祉支援計画	H25～H32	H22.3 (H25.3改定)	社会福祉法	社会福祉課	80	
	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	H22～H26	H22.3	老人福祉法、介護保険法	高齢福祉課	83	
	ふくしま障がい者プラン （第3次福島県障がい者計画 第3期福島県障がい福祉計画）	H22～H26	H22.3	障害者福祉法	障害福祉課	86 90	
	新・福島県障がい者工賃向上プラン	H22～H26	H22.3	障害者福祉法	障害福祉課	91	
	福島県ドメスティック・バイオレンスの及び被害者の保護・支援のための基本計画（改定版）	H22～H26	H22.3	福島県ドメスティック・バイオレンスの及び被害者の保護・支援のための基本計画（改定版）	福祉課	93	
	福島県水道整備基本構想2005「福島県くらしの水ビジョン」	H22～H26	H22.3	水道法	水道課	95	
	福島県水道水質管理計画	H22～H26	H22.3	水道法	水道課	97	
	安全安心	ふくしま食の安全・安心に関する基本方針	H24～	H24.11	県独自	食品生活衛生課	99
	ふくしま食の安全・安心対策プログラム	H24～H26	H24.11	県独自	食品生活衛生課	101	
	福島県動物愛護管理推進計画	H20～H29	H20.3 (H25年度改定予定)	動物の愛護及び管理に関する法律（国の基本指針の見直しに伴う改定）	食品生活衛生課	103	

作成中

# 1 第5章

## 2 ビジヨンの進捗管理

3

## 1 第1節 ビジョンの進行状況の点検

---

2 ビジョンの進行状況の点検は、主要施策ごとの指標の進行状況を、毎年度把  
3 握、分析することにより実施します。

4 点検結果は、社会福祉審議会等に報告・意見聴取し、ホームページなどを活  
5 用して広く公表します。

## 6 第2節 ビジョンの指標一覧

---

作成中